

プラスワン通信

来年から始まる相続税・贈与税改正

今年も残すところ2か月となりました。来年1月1日から相続税・贈与税の一部が大きく変わります。今回は主な改正内容をまとめてみました。みなさま準備はできていますか？

主な改正内容

① 相続時精算課税制度の基礎控除の創設

相続時精算課税制度を選択した場合の令和6年1月1日以降の贈与について、暦年課税の基礎控除とは別に**基礎控除110万円が控除されます**。また、相続時に加算される価格は、基礎控除後の残額となります。

② 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

生前贈与により財産を取得した場合、相続税の課税価格に加算する期間が、令和6年1月1日以降の贈与については**7年以内(現状は3年以内)に延長されます**。

また、**3年超7年以内贈与については100万円が控除されます**。

贈与の時期	加算対象期間
～令和5年12月31日	相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日
	令和6年1月1日～令和8年12月31日
	令和9年1月1日～令和12年12月31日
	令和13年1月1日～

③ 居住用区分所有財産の評価方法見直し(タワマン規制)

※国税庁資料より

令和6年1月1日以降の相続・贈与により取得した区分所有マンションの評価については、相続税評価額と市場価格(売買価格)との乖離の要因であった、①築年数、②総階数、③所在階、④敷地持分狭小度を反映させた評価水準(1÷評価乖離率)を用いた計算式を採用します。**※タワーマンションはこれまでより評価額の上昇が予想されます**。

シュミレーションは大事です

近々贈与等を考えられていた方は、今年中に実行した方が良いか？来年以降にした方が良いか？シュミレーションしてみることをお勧めします。計算が少し複雑なため専門家にご相談ください。また、相続対策も重要ですが、同じくらい日々の資産管理も重要です。

弊社では管理部門を充実させ、賃貸住宅管理業の登録を行いました。これからもみなさまの大切な財産をさらに「価値ある不動産」にするために 錯意努力していきます。(米)